

第6章 ヨーロッパ評議会「スポーツに関する拡大部分協定 (EPAS)」にもとづく公開ハンドブック “LGBT inclusion in Sport”

來田 享子¹⁾

ここでは、スポーツにおいてLGBTの人々を包摂するための好事例となる実践をハンドブック形式でまとめた“LGBT inclusion in Sport”を参考資料として紹介する。

このハンドブックが公開されることになった経緯を理解するために、スポーツ政策に関わる国際的な動向、特にヨーロッパにおける動向を示しておきたい。

各国のスポーツ政策に影響を与える国際的な動向のひとつに、ユネスコが主催する体育・スポーツ担当大臣等国際会議 (MINEPS)¹⁾がある。この会議では、ユネスコ加盟国および準加盟地域のスポーツ担当大臣および上級実務者が一堂に会し、スポーツにおける国際的重要課題について議論が行われる。2017年の同会議は「体育・身体活動・スポーツに関する国際憲章」²⁾やオリンピック憲章に記された理念を実現し、過去の会議の成果を実行するために「カザン行動計画」^{3, 4)}が策定された。この計画では、以下の3つの主要領域が設定された。

- 主要政策領域Ⅰ：あらゆる人のスポーツへのアクセスに関する包括的な構想の展開
- 主要政策領域Ⅱ：持続可能な開発と平和に対するスポーツによる貢献を最大化する
- 主要政策領域Ⅲ：スポーツ・インテグリティの保護

このうち主要領域ⅠおよびⅡの具体的な目標には「スポーツ界のジェンダー平等と女性の地位向上」が含まれた。

この他、国連が2015年9月に設定した国際目標「持続可能な開発目標 (SDGs)⁵⁾」の1つにもジェンダー平等の実現が含まれ、国連開発と平和のためのスポーツ局 (UNOSDP) の活動もこれと連動している。また、2010年にWHOが刊行した「健

康のための身体活動に関する国際勧告」⁶⁾は、健康の側面から国や自治体のスポーツ政策に影響を与えている。競技的なスポーツ界の政策に影響を与える動向としては、IOCが2014年に採択した「アジェンダ2020」がある。この提言には、40項目から成るオリンピック・ムーブメントの将来戦略が示されており、ジェンダー平等の達成やスポーツ界の多様性の促進が含まれている。

スポーツ界における性にもとづく不平等の解消は、1980年代後半から、国際的な課題になってきた。近年、この問題は、性に関わる不平等という文脈から、性的マイノリティ (LGBT) に対する差別の解消やスポーツにおける性的マイノリティの人権保障の課題ともリンクして、政策が展開されるようになっていく。

ヨーロッパでは、ヨーロッパ連合 (EU) の専門委員会がスポーツに関する行動計画 (EU Work Plan for sport) を2011-2014期および2014-2017期に策定し、WHOヨーロッパ委員会がPhysical activity strategy for the WHO European Region 2016-2025を策定した。EU加盟国はこれらに則りながら、各国の状況に応じたスポーツ政策を進めている。本プロジェクトがテーマとするLGBTの人々に配慮したスポーツ環境の構築においても、モデルとなる取り組みが含まれている。

ヨーロッパがモデルになることの背景には、ヨーロッパ評議会 (Council of Europe, 以下CE)⁷⁾にヨーロッパ人権条約があることがある。また、スポーツにおける権利保障に関しては、1975年に世界に先駆けて「ヨーロッパ・スポーツ・フォー・オール憲章」を採択し、スポーツが人間性を開花させる文化であることを明記した。以来、各国のスポーツ大臣による公式・非公式の会議を継続的に開催し、スポーツにおける観客の暴力、アンチ・ドーピングなどの分野で条約の採択や委員会の設置を進めてきた歴史がある。

1) 中京大学

1992年には「新ヨーロッパ・スポーツ憲章」[ヨーロッパ・スポーツ倫理綱領]が採択され、スポーツが人々の権利であることとともに、個人と社会にどのような役割を果たすかについても明記された。近年では、2014年に「スポーツにおける八百長防止条約」を採択するなど、新しい社会的課題にも対応している。

スポーツにおけるジェンダー・セクシュアリティの観点からの権利保障に係る重要な動きのひとつは、2007年に「スポーツに関する拡大部分協定 (EPAS)⁸⁾」が採択されたことである。この協定では、多様性の促進、スポーツへの平等な参加等が方針とされ、国とスポーツ組織、NGO間の政策調整等が行われている。2016年1月には“Balance in Sport (BIS)-Tools to implement Gender Equality”プロジェクトの立ち上げイベントが開催された。このプロジェクトの2018年の主な内容は、①リーダーシップ、コーチング、参加、ジェンダー不平等に基づく暴力、メディア等の分野における関連データを幅広く収集すること、②公的機関やスポーツ組織に対し、根拠に基づいた企画、実現に向けた政策、戦略づくりを支援すること、とされている。

このようなプロジェクトの推進と同時に、CEはインターネット上にハンドブックを公開している。EPASで連携する国々において実践されている好事例を公開することによって、国際的な課題をより迅速に合理的に解決することがめざされている。

現在、EPASのサイト⁹⁾では、8つのハンドブックが公開されており¹⁰⁾、たとえば“Gender equality in sports¹¹⁾”では、スポーツにおけるジェンダーやその他の差別の現状を簡単に示した上で、子どもや若者に身体活動への参加を促すためのスポーツ施設公開プロジェクト (スイス)、地方のスポーツ政策におけるジェンダー主流化の具体例 (スペイン) などが紹介されている。

ハンドブック“LGBT inclusion in sport¹²⁾”の目次を表1に示した。

第2章では、11-19歳のサッカーを行っている若者をターゲットにした「同性愛嫌悪と闘う」キャンペーンや16-21歳のLGBT当事者の若者による

表1 LGBT inclusion in Sportの目次

序文
導入
1. 環境
1.1 スポーツにおけるホモフォビア
1.2 スポーツにおけるトランスフォビア
1.3 制度的な差別
1.4 スポーツにおけるLGBTの人々の包摂
2. 若者、性的指向・ジェンダーアイデンティティとスポーツ (8つの好事例となる実践)
3. 成人のLGBTに関する取り組み-LGBTスポーツ・ムーブメント (5つの好事例となる実践)
4. まとめ
参考文献

「プライド・ユース・ゲームズ」の開催 (イギリス)、同性愛者である大人の選手が、ジュニア世代の若い選手と交流し、競技することを通して、偏見を取り除こうとする水泳競技会 (オランダ) などが紹介されている。

これらの実践事例は、チームや組織の関係者の理解を促進し、LGBTの人々がよりスポーツに取り組むやすい環境を構築するための実践として機能するに留まらない。それぞれの実践が、スポーツを通じ、社会により良い影響を与えようとする試みであることが読み取れる。

国内でのLGBTの人々に対する環境整備は、ヨーロッパと比較すれば、進んでいるとはいいがたい現状がある。しかし、ハンドブックの実践事例を参考に、スポーツ組織が積極的に取り組みを進め、社会に影響を与えることは、そのスポーツの社会的価値を向上させることに結びつくのではないだろうか。

注・参考文献

- 1) 第1回は1976年にパリで開催。2017年には第6回が開催された。
- 2) 1978年採択、1991年小改定を経て、2015年全面改定。この改定では従来の憲章名「体育・スポーツ」に「身体活動」を含めて対象領域を拡大し、ジェンダー平等の達成を明記した。
- 3) スポーツ庁による仮訳が公開されている。http:

//www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/014_index/shiryo/__icsFiles/afieldfile/2017/09/11/1395318_5.pdf

- 4) スポーツ庁のサイトには、ジェンダー不平等の解消とスポーツにおける女性の地位向上に章典を充てたカザン行動計画の概要説明書が公開されている。
http://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/014_index/shiryo/__icsFiles/afieldfile/2017/12/19/1399622_0004.pdf
- 5) 2001年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として採択。17のゴール・169のターゲットから構成されている。
- 6) Global Recommendations on Physical Activity for Healthは宮地元彦ら(独立行政法人国立健康・栄養研究所)による日本語版がある(<http://www.nibiohn.go.jp/files/kenzo20120306.pdf>)。
- 7) ヨーロッパ評議会(Council of Europe)は、28カ国が加盟するEUとは異なる機関で、1949年に民主主義と人権を保障する目的で設立。1950年採択のヨーロッパ人権条約は現在の加盟国47カ国、8億人の人権保障を担う。1954年「ヨーロッパ文化条約」にはじめてスポーツ領域に関する規定を設け、近年ではスポーツは社会統合や寛容、相互理解の重要な推進力とされている。
- 8) Enlarged Partial Agreement on Sportの略。38の加盟国の公的機関がスポーツに関する政府間協力を行い、スポーツが直面する課題に取り組むための基盤を提供。
- 9) <https://www.coe.int/en/web/sport/epas>
- 10) <https://www.coe.int/en/web/sport/publications>
- 11) Clotilde Talleu (2011) Gender equality in sports, Access for Girls and Women to Sport Practices, Good practices Handbooks, No.2., Council of Europe.
- 12) Louise Englefield (2012) LGBT Inclusion in sport, Good practice handbooks, No.4., Council of Europe.